日本学生支援機構奨学金 令和5年度大学等奨学生採用候補者の皆さんへ

日本大学商学部学生課

# 日本学生支援機構奨学金 「令和5年度大学等奨学生採用候補者」の書類について

高校で奨学金の申込手続を行い、「日本学生支援機構令和5年度大学等奨学生採用候補者(以下「採用候補者」)」に決定した方は、日本学生支援機構から配布されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」をよく読み、下記のとおり書類を提出してください。

記

### 1 提出書類

3ページに記載のとおり

※採用された奨学金(給付奨学金,貸与奨学金又は両方)により提出書類が 異なります。3ページ左側記載の「貸与・給付欄」を確認してください。

## 2 書類提出日及び振込開始日

下表①②③の手続き期間により振込開始日が異なります。なお、いずれも奨学金の始期は変わりません。(②で申込の場合、4~5月分を5月16日に振込)

	振込開始日	書類提出日	提出時間	提出場所	インターネット 入 力 締 切
1	4月21日 から 振込希望者	4月1日(土)	14 時 30 分~ 16 時 00 分	2402 教室	
		4月3日(月)	9 時 30 分~ 16 時 30 分	講堂	4月6日
		4月4日(火)	10 時 00 分~ 12 時 00 分 13 時 30 分~ 16 時 00 分	学生課	(木)
2	5月16日 から 振込希望者	4月6日(木)	10 時 00 分~ 12 時 30 分 14 時 30 分~ 16 時 00 分	学生課	4月24日(月)
		4月10日(月) ~4月14日(金)	9 時 00 分~ 11 時 00 分	学生課	
3	6月9日 から 振込希望者	4月24日(月) ~4月28日(金)	12 時 10 分~ 16 時 00 分	学生課	5月22日(月)
		5月8日(月) ~5月15日(月) ※土日は除く			

3 本 採 用 所定の手続きを行った後,本採用となります。 本採用後,採用者説明会を行います。

#### 4 変更・追加等

- ① 決定通知の登録内容は一部,進学届提出時に訂正及び変更することができます。詳細は日本学生支援機構から配付されている「給付奨学生採用候補者のしおり(P8)」記載の『決定内容の確認』」を確認してください。
- ② 追加で修学支援新制度又は貸与を希望する場合 (例えば,第一種採用候補者が第二種奨学金を追加で希望するなど)は,今回の書類提出に加えて,「新規募集説明会」(入学後に学生ポータルで案内)にも参加してください。
- 5 様 式 (3ページ35111214)

様式は、本学部ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。印 刷出来ない方には、入学後に提出場所で配布します。

本学部奨学金ホームページ https://www.bus.nihon-u.ac.jp/campus/scholarship/

6 奨学金説明会 (オンデマンド) について

本手続きは、日本学生支援機構から配付された「大学等奨学生採用候補者決定通知」、「給付奨学生採用候補者のしおり」及び「貸与奨学生採用候補者の しおり」を読むことで申請することが可能です。

念のため補足資料として奨学金説明会を e-Learning「N u e」で公開します。 e-Learning「N u e」 https://nue.nihon-u.ac.jp/

このNueに必要なID・パスワードは、本通知と一緒に送付しています。

7 給付奨学生の授業出席について

修学支援新制度(給付奨学金)は国費を財源としており、奨学生には特に自覚を持って学業に精励することが求められています。採用者説明会で学業基準(単位数等)の詳細を説明しますが、授業は<u>8割以上の出席率</u>が求められているため、授業には必ず出席してください。

8 問い合わせ先 日本大学商学部学生課 日本学生支援機構担当(1203-3749-6714)

以 上

## 提出書類等一覧

	対象者		提出書類等		備考		
貸与	給付		該当者			···· · ·	
貸与			全員	2	学生証 令和5年度大学等奨学生採用候補者決定通 知【進学先提出用】	・学生証を受領(4月1日)してから提示してください。 ・決定通知の裏面の本人欄を記入すること。(ボールペンで記入) ・決定通知の裏面の該当箇所に✔をつけておくこと。	
	給付			3	進学届入力下書き用紙 ※両面印刷 (片面でも可)	<ul> <li>・様式は、本学部ホームページから両面印刷すること。(https://www.bus.nihon-u.ac.jp/campus/scholarship/)</li> <li>・印刷出来ない場合は、入学後に書類提出場所で用紙をお渡しします。</li> <li>・鉛筆又はシャープペンシルで記入</li> </ul>	
				4	学生本人名義の奨学金振込先口座の通帳コピー (最初のページを開いた部分)	・金融機関名,支店,口座番号,名義が記載されたページ。 ・「貸与(給付)奨学生採用候補者のしおり」P12参照	
				(5)	連絡先届	・様式は、本学部ホームページから印刷すること。 (https://www.bus.nihon-u.ac.jp/campus/scholarship/)	
		該当する方	本人が「外国籍」の方	6	在留資格と在留期間が記載されている書類 (在留カードのコピー,特別永住者証明書 のコピー,住民票原本等)	・「貸与(給付)奨学生採用候補者のしおり」P5参照 ・法定特別永住者及び永住者の方は、在留期間が記載された書類は不要(在留資格の確認書類は必要)・在留期間が満了日を迎えていないことを確認すること。 ・住民票の場合は、令和5年3月1日以降に発行されたもの。	
貸与			当 す る	7	連帯保証人の印鑑登録証明書 <sup>※</sup> (コピー不可・ <b>マイナンパーの記載がない</b> <u>もの</u> )	・原則として父又は母。 ・令和5年3月1日以降に発行されたもの。	
		該当する方		8	保証人の印鑑登録証明書 <sup>※</sup> (コピー不可・ <b>マイナンバーの記載がない</b> <b>もの</b> )	・父母と奨学生本人を除く、4親等以内の成年親族のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計の人。原則として、進学届(インターネット)入力時に65歳未満の人。・「貸与奨学金採用候補者のしおり」P14を参照し、上記以外の方を選任する場合は、保証人の資産等に関する証明書類を添付すること。・令和5年3月1日以降に発行されたもの。	
			入学時特別増額貸与奨学金 (有利子) 「日本政策金融公庫の『国の教育 ローン』の申込:必要」 と記載のある方	_	入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書	※日本学生支援機構で書類審査が完了するまで入学時特別増額 貸与奨学金及び第二種奨学金が保留されるため、予定の振込開 始日に振込がされない場合があります。	
				10	融資できない旨を記載した日本政策金融公 庫発行の通知文のコピー	・圧着ハガキの場合は、申込者 (父母) 氏名が記載されている 宛名面も提出すること。	
	給付			11)	授業料等減免の認定申請書(A様式1) ※両面印刷	<ul> <li>・様式は、本学部ホームページから<u>両面印刷</u>すること。 (https://www.bus.nihon-u.ac.jp/campus/scholarship/)</li> <li>・印刷出来ない場合は、入学後に書類提出場所で用紙をお渡しします。</li> </ul>	
		全 員		12	振込依頼書(修学支援新制度申請者用) (入学金,授業料返金用口座)	・様式は、本学部ホームページから印刷すること。 (https://www.bus.nihon-u.ac.jp/campus/scholarship/) ・印刷出来ない場合は、入学後に書類提出場所で用紙をお渡しします。 ・返金日は未定です。決まり次第、お知らせします。(4月6日までに入力を済ませた方は5月下旬を予定) ・今後、支援区分の変更等によって納入済の授業料の一部が返還された場合、今回指定された振込口座に返金します。	
					返金用の振込先口座の通帳コピー (最初のページを開いた部分)	・金融機関名、支店、口座番号、名義が記載されたページ。 ・振込先口座は、奨学生の口座でも学費支払者の口座でも構い ません。	
		該 「自宅外通学」を 選択する方 す る ※大学へ令和5年3月8日までに 方 <sup>@</sup> ⑤を提出した方は不要	14)	通学形態変更届 (自宅外通学) (給付樣式35)	<ul> <li>様式は、本学部ホームページから印刷すること。 (https://www.bus.nihon-u.ac.jp/campus/scholarship/)</li> <li>・印刷出来ない場合は、入学後に書類提出場所で用紙をお渡しします。</li> </ul>		
			15	生計維持者のもとを離れて、家賃を支払って本人が居住していることの証明書類 (契約者又は入居者として本人氏名の記載があるアパート・マンション等の賃貸借契約書や入寮許可書のコピー等)	・詳細はP4参照 ・「給付奨学生採用候補者のしおり」P10を参照。 ・自宅外通学を選択するための条件に該当しない場合は、実際は自宅以外の場所に居住している場合であっても、自宅通学を選択すること。 ・生計維持者と別居していること。 ・生計維持者と別居していること。 ・4月から自宅外通学の金額を希望する方は4月を含んだ期間の書類が必要。 ※日本学生支援機構で書類審査が完了する(提出後2~3カ月後)までは「自宅月額」での支給となります。		

- ※ 印鑑登録証明書等は、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
  - マイナンバーが記載されている書類は取扱いできませんので、御注意ください。
- ※ 併用貸与者(第一種及び第二種の両方採用候補者の方)のうち「人的保証」選択者は、連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を
- ※ 所用負子者(第一億及び第二億の同分球所供附着の別)の 75 「人間体配」 選が看は、建一体配工人及び体配人の行風登球配列者を今回は各1通のみ提出していただきますが(上記⑦⑧)、5月頃に追加で各1通必要となります。 修学支援新制度(給付奨学金)は、転学・編入学等を除き、今回支援対象者として認定を受けた場合、万が一、他大学に入学し直したとしても他大学で申請ができません。可能性がある方は、事前に奨学金相談センター(0570-666-301)へ相談してください。 ※ 記入及び提出していただいた情報は、奨学金業務のための適正な範囲内で使用し、その他の目的には使用いたしません。

# 給付奨学金【通学形態変更届(自宅外通学)】の詳細について

「通学形態変更届(自宅外通学)」に加え、必ず自宅外月額の受給開始年月(4月から自宅外通学の金額を希望する方は4月)を含んだ期間の書類が必要です。又、生計維持者が同居している賃貸借契約ではないことを確認してください。

賃貸借契約内容等により、書類が異なります。御自身の書類を確認し、書類を揃えてください。

なお、以下に記載の<u>「賃貸借契約書」全ページのコピーとは、契約書名・契約期間・家賃・契約内容・契約の賃貸人(家主や契約業者)と賃借人双方の署名等が明記してある部分全てのページのコピーが必要</u>です。(最初のページから両者の契約印が押印されているページ。下に〇/〇と書かれている場合は、1から全て)。また契約期間外の契約書しかない等、下記に記載されていないケースは、「通学形態変更届(自宅外通学)」裏面(以下、自宅外送付状という)を参照のこと。

## ① 奨学生名義で賃貸借契約を行っている場合 ※契約期間内か確認

ア 「賃貸借契約書」全ページのコピー

# ② 生計維持者名義で賃貸借契約を行っている場合 ※契約期間内か確認

- (1) 賃貸借契約書に入居者又は居住者欄があり、奨学生が居住していることがわかる場合
  - ア 入居者又は居住者欄に奨学生氏名が記載された「賃貸借契約書|全ページのコピー
- (2) 生計維持者と別居中だが、入居者欄が同居者欄となっている等、契約書に同居と記載がある場合
  - ア 「賃貸借契約書|全ページのコピー
  - イ 生計維持者と同居していない居住証明書等(不動産会社等発行:会社の押印必要) 「〇年〇月〇日から奨学生本人(氏名)が生計維持者(契約者)とは別居しており、奨学生本人は本物件 1名で居住している」(例文)旨を不動産会社に記載してもらい会社名の記載・押印をいただいたもの。
- (3) 賃貸借契約書に入居者欄がない場合
  - ア 「賃貸借契約書」全ページのコピー
  - イ 奨学生の「居住証明書」(コピー可,家主又は契約業者発行のもの,奨学生が生計維持者と別に居住して いることを証明するものに限る)
    - ※居住証明書の提出が困難な場合は、居住証明書にかえ火災保険等の保険契約書コピー (居住者が奨学生のみと分かる記載になっているものに限る)を提出することが可能。
    - ※住民票, 免許証や在留カードのコピーは不可。

### ③ 奨学生及び生計維持者以外の名義で賃貸借契約を行っている場合 ※契約期間内か確認

- (1) 入居者又は居住者欄に奨学生氏名が記載されている場合
  - ア「賃貸借契約書|全ページのコピー
  - イ 家賃の領収書(奨学生又は生計維持者宛,家主又は契約業者発行のもの)
    - ※契約者が学生の兄弟等で、生計維持者が家賃負担をしている場合は、生計維持者宛の家賃支払証明書 (家主又は契約業者発行のもの) 《通学形態変更届※4参照》
- (2) 入居者欄等記載がない場合
  - ア 「賃貸借契約書」全ページのコピー
  - イ 奨学生の「居住証明書 | (コピー可, 家主又は契約業者発行のもの) ≪通学形態変更届※5参照≫
  - ウ 家賃の領収書(奨学生又は生計維持者宛,家主又は契約業者発行のもの)
    - ※契約者が学生の兄弟等で、生計維持者が家賃負担をしている場合は、生計維持者宛の家賃支払証明書 (家主又は契約業者発行のもの) 《通学形態変更届※4参照》

#### ④ 学生寮に入っている場合

(1) 学校から寮生活を義務付けられている場合

(自宅外通学の要件を満たしていないが寮生活が義務となっている場合)

- ア 学校が承認した「入寮許可証(在寮証明書等)」コピー (奨学生氏名の記載があり、寮名、住所、寮費の発生と入寮日がわかるもの)
- イ 入寮を義務付けられていることが確認できる書類
- (2) 学校で寮生活を義務付けていない場合
  - ア 学校が承認した「入寮許可証(在寮証明書等)」コピー (奨学生氏名の記載があり、寮名、住所、寮費の発生と入寮日がわかるもの)